

## 平成30年度 農地中間管理機構活動方針

平成30年4月17日  
一般社団法人  
東京都農業会議

東京都が定めた「東京都農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、東京都農地中間管理機構が農地の利用集積・集約化を推進するにあたり、平成30年度の活動方針は以下のとおりとします。

### 1. 機構の事業推進体制

専任職員2人及び兼任職員を2人により事業を推進する。

### 2. 市町村等関係機関との役割分担

- (1) 東京都の62区市町村のうち、農地中間管理事業の実施が可能な農業振興地域を有する全10市町村と業務委託契約を締結し、農地中間管理事業を効率的かつ円滑に推進していく体制を整備する。
- (2) 農業委員会と連携をし、出し手および認定農業者・認定就農者の掘り起こしを進め、農地集積と耕作放棄地の発生防止・解消に努める。
- (3) 東京都および関係機関との連携を強化し、情報の収集及び把握に努める。

### 3. 農地中間管理事業の推進に関する活動目標

農用地等の借入面積目標 2ha

農用地等の貸付面積目標 2ha

### 4 目標を達成するための活動計画及び内容

平成30年									平成31年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
{	(1) 農用地等借受希望者の募集（島しょ地域）											
	(2) リーフレット等の配布											
		(3) 認定農業者・認定新規就農者等との意見交換										
		(4) 担当者会議の開催										
{	(5) 地域ごとの連携											
	(6) 東京都等関係機関との連携											

- (1) 島しょ地域において、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで農用地等借受希望者の募集（いわゆる公募）を実施し、農用地等の借受けを希望する方がいつでも応募し、対応できるよう通年での対応を行う。
- (2) 農業委員会だより等情報誌への掲載、事業パンフレットの作成配布、事業対象地域における農地募集リーフレットの配布を行い、農用地等所有者へ事業周知を図っていく。
- (3) 農業委員会および認定農業者の会合等の機会を活用して、受け手となる認定農業者および認定就農者等との意見交換を行い、農業者への農地中間管理事業の活用による農地の流動化等についての周知徹底を図っていく。
- (4) 市町村担当者会議を開催し、事務手続等を円滑に進める
- (5) 地域ごとに連携をはかり、以下のとおり進める。
  - ① 島しょ地域  
農業者の高齢化等より担い手不足の状況にあることから、通年での公募を実施するとともに、農地募集リーフレットの配布、認定農業者等への事業説明及び意見交換を実施する。
  - ② 多摩地域  
これまで農地中間管理事業が未実施の地域のため、まずは制度の理解や制度上のメリットを周知し、市町と協議を進めながら、マッチングに結びつけていく。
- (6) 東京都事業（農地の創出・再生支援事業）等を活用しながら、農地中間管理事業を推進するため、関係機関との連携を強化する。